

質問第六号

アイヌ民族と北海道の法的地位に対する政府の歴史的認識に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年十二月六日

竹村 泰子

参議院議長 長田 裕二殿

アイヌ民族と北海道の法的地位に対する政府の歴史的認識に関する質問主意書

今日、アイヌ民族の先住民族としての権利が大きな政治的課題として議論されるようになった。この点、アイヌ民族と北海道に対する政府の歴史的認識を明らかにすることが、その前提であるように思う。よって以下質問する。

一 アイヌ民族の伝統的領土のひとつである北海道本島は、いつ日本の領土に編入されたと考えるか、その正式な時期を明らかにされたい。

二 北海道を日本領土へ編入した際の、当時の国際法上の法的根拠は何であったと考えるか、明らかにされたい。

三 領土編入に伴い、アイヌ民族をどのような手続きで日本国民に帰属させたか、その手続きを明らかにされたい。

四 北海道が日本政府の管轄下に入る以前に北海道はアイヌ民族との関係でどのような性格の土地であつたと考えるか、明らかにされたい。

右質問する。